# 長野県銃砲刀剣類登録審査委員の委嘱(任命)について

文化財・生涯学習課

長野県銃砲刀剣類登録審査委員として、次のとおり委嘱(任命)するものとする。

委嘱(任命)委員6名

(50 音順、敬称略)

| 氏 名                         | 公益財団法人<br>日本美術刀剣保存協会・役職等 | 備考        |
|-----------------------------|--------------------------|-----------|
| <sup>あかはね あきら</sup><br>赤羽 章 | 長野県南支部 支部長               | 再任        |
| いわむら しげたか 岩村 茂孝             | 長野県南支部 副支部長              | "         |
| <sub>おおわ</sub> やすみ<br>大輪 安實 | 長野県南支部 会員                | "         |
| たきざわ ときひろ<br><b>滝沢 辰洋</b>   | 長野県北支部 支部長               | "         |
| たなか だいさく<br>田中 大策           | 長野県北支部 副支部長              | "         |
| なかがわ としかつ<br>中川 利勝          | 長野県北支部 事務局長              | <i>II</i> |

任期: 令和4年(2022年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

## 設置根拠

## 【銃砲刀剣類所持等取締法】

- 第 14 条 都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃 砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。
- 3 第1項の登録は、登録審査委員の鑑定に基づいてしなければならない。

### 【銃砲刀剣類登録規則】

第2条 法第14条第3項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道 府県の教育委員会が任命する。

### 【長野県銃砲刀剣類登録審査委員の定数、任期及び身分に関する要綱】

- 第2 委員の定数は、6人以内とする。
- 第3 委員の任期は、2年とする。